

## 【Ⅱ－5－2 重症患者等の様々な背景を有する患者への訪問看護の評価－①】

### ① 過疎地域等に配慮した評価の見直し

#### 第1 基本的な考え方

住み慣れた地域で療養しながら生活を継続することができるよう、過疎地域等における訪問看護について、遠方への移動負担を考慮し、特別地域訪問看護加算の対象となる訪問の要件を見直す。

#### 第2 具体的な内容

特別地域訪問看護加算について、移動時間のみによる評価となっているが、移動及び訪問看護の提供の合計にかかる時間が極めて長い場合も含めて評価する。

改定案	現行
<p>【特別地域訪問看護加算（訪問看護基本療養費）】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>注8 次のいずれかに該当する指定訪問看護を行う場合、特別地域訪問看護加算として、所定額の100分の50に相当する額を加算する。</p> <p>イ 訪問看護ステーションの看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して指定訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合</p> <p>（1）別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等</p>	<p>【特別地域訪問看護加算（訪問看護基本療養費）】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>注8 訪問看護ステーションの看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して指定訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合、特別地域訪問看護加算として、所定額の100分の50に相当する額を加算する。</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行う場合</p> <p>（新設）</p>

<p><u>が指定訪問看護を行う場合</u></p> <p><u>(2) 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションの看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合</u></p> <p>□ 别に厚生労働大臣が定める<u>地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合</u></p> <p><u>(1) 最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が30分以上である利用者に指定訪問看護を行う場合</u></p> <p><u>(2) 当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの往復及び指定訪問看護の実施に要した時間の合計が2時間30分以上である場合</u></p> <p><u>※ 在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料及び精神科訪問看護基本療養費についても同様。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>□ 別に厚生労働大臣が定める<u>地域外に所在する訪問看護ステーションの看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--